

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 山下医科器械株式会社

事業所の名称 山下医科器械株式会社 佐賀支社

事業所の所在地 佐賀県佐賀市若宮 3-1-58

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和6年11月7日

佐賀県知事

山口

祥義



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 令和6年11月11日から

令和11年11月10日まで